

生徒指導に関する規定について

Ⅲ 生徒指導に関する事項

1 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 次の目的で生徒指導に関わる規程を定める。

- 1 意義ある学校生活を送れるよう、生徒に自覚と責任ある行動を促す。
- 2 生徒に規律の意義について理解させ、社会人として必要な道徳観・社会観を養う。

第2章 身だしなみ

(服装)

第2条 校内外の学習活動においては、特に指示のない場合を除き、学校が定める制服を正しく着用する。制服及び靴の着用に関する詳細については別途定める「身だしなみ細則」によるものとする。

(頭髪・装飾品・化粧等)

第3条 頭髪・装飾品・化粧等については、別途定める「身だしなみ規定」による

第3章 校内生活

(登下校)

第4条 学校行事等により学校から別途指定された場合を除き、SHRまでに登校し、午後4時40分までに下校する。なお、部及び同好会の活動時間については、別に定める「部・同好会活動細則」によるものとする。

(外出・早退)

第5条 登校後は、放課後まで無断で校外に出てはならない。外出・早退する場合は、早退届にその旨記入し、担任の許可を受ける。

(掲示)

第6条 印刷物の配布、校内への掲示を行う場合は、事前に担当教諭の許可を得ること。

(校舎・備品の使用)

第7条 校舎、備品は大切に使用すること。破損した場合は、直ちに担任または係職員に申し出ること。事由により弁償させる場合がある。

(紛失・拾得)

第8条 所持品は記名し、紛失・拾得の際は、直ちに担当教諭に届け出ること。

(貴重品)

第9条 金銭・貴重品は身につけるか、担任・教科担任・顧問等に預けること。学校納付金は、登校後直ちに事務室に納入すること。

(貸借の禁止)

第10条 生徒間での金銭・物品の貸借は禁止する。

(不要物)

第11条 遊技用具等、授業に必要なもの以外は持ち込まない。

(携帯電話)

第12条 携帯電話（スマートフォン）を使用する際は次の各号のとおり。

- 1 授業中の使用は、教科担任の許可がある場合を除いて禁止する。
- 2 休み時間、放課後に使用する際は、マナーを守って他者の迷惑にならないよう努める。

第4章 校外生活

(心得)

第13条 校外では本校生徒としての自覚のもとに行動し、公衆道徳・交通安全に留意すること。

(事故)

第14条 校外において事故があった場合は、速やかに学校に連絡すること。

(服装)

第15条 外出の際の服装は、高校生らしい服装とする。

(出入制限)

第16条 アルコールを主として提供する飲食店（居酒屋を含む）及びパチンコ店・雀荘・競馬場等の遊技場には出入りしないこと。

(禁止行為)

第17条 喫煙・飲酒・暴力・脅迫・薬物乱用は厳禁とする。

(外出)

第18条 外出する際、保護者等に用件・行き先・帰宅時間を告げること。また、所用の無い夜間外出は避け、やむを得ず外出する場合、午後9時までとする。

(外泊)

第19条 外泊は原則禁止とする。ただし、双方の保護者等の承諾のもと、宿泊先の保護者等が監督する場合はその限りではない。

(下宿)

第20条 自宅からの通学が困難で、親戚宅・下宿など自宅外から通学する場合は、自宅外通学届を担任に提出すること。下宿先等を変更する場合も同様の手続きをとること。

(通学)

第21条 公共交通機関を使用する場合は、次の各号に留意すること。

- 1 通路での座り込み・車内で騒ぐ等、他の乗客の迷惑にならないよう、マナーを守ること。
- 2 定期券の貸し借り、乗車整理券の譲渡等、不正乗車は絶対にしないこと。
- 3 乗務員の指示に従うこと。
- 4 車両の直前直後の横断、線路沿いの通行は控えること。
- 5 交通機関の延着・不通により、遅刻・欠席する場合は、必ず学校に連絡すること。

(アルバイト)

第22条 アルバイトをする者は、別に定める細則に従うこと。

(運転免許の取得)

第23条 普通自動車運転免許を取得しようとする者は、別に定める細則に従うこと。

第5章 生徒懲戒規定

(趣旨)

第24条 この規定は、生徒への懲戒について学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第2項の規定の他、必要な事項を定める。

(懲戒の種類)

第25条 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、生徒への懲戒は、「懲戒処分」（学校教育法施行規則第26条第2項に該当する法的効果を伴う懲戒）と「特別指導」（学校教育法施行規則第26条第2項に該当しない事実行為としての懲戒）とに大きく分けられる。

(懲戒処分)（法的効果を伴う懲戒）

第26条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。懲戒処分は、制裁としての性質をもつが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的効果を持つものとなるように配慮しなければならない。

1 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 停学は、問題行動の重大性が認められ、自宅謹慎又は学校内謹慎では、教育的効果を期待できない場合において、生徒の出席を停止するものとする。

3 訓告は、問題行動が認められ、説諭では教育的効果を期待できない場合、過去の言動を戒め、教え告げるものとする。

(特別指導) (法的効果を伴わない事実行為としての懲戒)

第27条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に特別指導を行うことができる。

第28条 特別指導は、謹慎及び厳重注意とする。

1 謹慎は、自宅謹慎又は学校内謹慎とし、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促し、自己を見つめ直すことを目的として行う。

2 厳重注意は、校長訓戒、教頭説諭及び生徒指導主事注意とし、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う。

(手続)

第29条 校長は、懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分を行う場合、その生徒及び保護者等に対し、文書により命ずる。

第30条 校長は、特別指導等を行う場合、生徒及び保護者等に対し、指導内容を申し渡すこととする。

第31条 校長は、懲戒のうち、停学あるいは特別指導等を行う場合、生徒及び保護者等に対し、反省状況を鑑み、特別指導の解除を申し渡すこととする。

懲戒規定 細則

1 校長及び教員が、生徒に懲戒を加える教育上必要なときとは、次のいずれかに該当したものである。職員会議における協議をもとに、校長が、教育的観点から生徒の立ち直りを期した最良の指導方法等を決定する。

(1) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反したものの。

(2) 飲酒・喫煙・薬物乱用をしたもの。飲酒には、酒類に外観・味・香りを似せたノンアルコール飲料を含む。喫煙には、喫煙具(たばこ、電子たばこ、ライター、マッチ)の所持を含む。また、薬物乱用には「覚醒剤取締法」「麻薬及び向精神薬取締法」などの法律で禁止された行為の他、一般用医薬品の不正な使用も含む。

(3) 暴力、窃盗、脅迫、詐欺、強要等の行為をしたものの。

(4) 交通規則に反し、事故等を引き起こしたものの。

(5) 考査に対して不正をはたらいたものの。

(6) 故意に校舎・校具・公共物を破損したものの。

(7) 賭博行為(パチンコ等)をしたものの。

(8) いじめ等の行為をしたものの。

(9) SNS等できわめて不適切な使用をしたものの。

2 生徒の問題行動等の発生に際しては、事実確認の徹底を図るとともに、該当の生徒及び保護者等に対し十分な弁明の機会を保障し、生徒の人権や個人情報の保護に配慮しながら、公正、的確、また毅然とした対応を行う。

3 教育上必要があると認められる懲戒は、生徒の立ち直りを図るため、効果的な指導となるよう、以下の点に留意する。

(1) 問題行動等に伴う停学期間中又は特別指導の指導期間中は、計画的かつ組織的に該当生徒に対して指導を行う。

(2) 指導の記録を綿密にとり、その後の指導の改善に役立てる。

(3) 停学期間中又は特別指導の指導期間中における指導状況については、教職員間で適宜情報交換を行い、生徒の状況把握に努める。

(4) 懲戒処分の停学又は特別指導の謹慎においては、保護者等との連絡を密にし、該当の生徒の反省を促すとともに精神面での安定を図り、また、学習面での補充を適切に行うことで、学習への意欲を喚起するよう配慮す

る。

（５）特別指導の謹慎期間中に行われる定期考査などについては、生徒の状況を踏まえ、別室で試験を受けさせることを原則とする。

（６）特別指導の謹慎については、反省状況が不十分であることを理由に期間をむやみに延ばすことがあってはならない。

（７）生徒の人権や個人情報の保護の観点から、該当生徒への指導内容に関する情報が漏洩することのないよう厳に管理する。

（８）該当生徒に対しては、懲戒処分や停学又は特別指導の解除後も必要に応じて適切な指導を継続し、学校生活に対する前向きな姿勢を導くよう配慮する。

附 則 本規程は、旧内規の形式変更に伴い、平成２２年４月１日より施行する。

平成２６年 ４月 １日一部改正

平成２８年 ４月 １日一部改正

平成３０年 ５月２２日一部改正

平成３１年 ２月２１日一部改正

令和 ２年 ４月 １日一部改正

令和 ３年 ４月 １日一部改正

令和 ４年 ４月 １日一部改正

令和 ５年 ３月３１日一部改正